

議案第60号

福岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定める必要があるによる。

福岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市区の設置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出張所の設置」の次に「並びに区の事務所が分掌する事務」を加える。

第4条の次に次の2条を加える。

（区の事務所の分掌事務）

第5条 第3条の区の事務所が分掌する事務は、次に掲げる事項に係る事務で区の事務所が所管することが適当であると認められるものその他規則で定める事務とする。

- (1) 広報及び広聴に関する事項
- (2) 税務に関する事項
- (3) 市民生活に関する事項
- (4) スポーツに関する事項
- (5) 子どもに関する事項
- (6) 社会福祉に関する事項
- (7) 社会保障に関する事項
- (8) 保健衛生に関する事項
- (9) 環境保全に関する事項
- (10) 廃棄物に関する事項

- (1) 文化に関する事項
- (2) 公園及び緑地に関する事項
- (3) 道路に関する事項
- (4) 河川に関する事項
- (5) 下水道に関する事項

2 前項の区の事務所の内部の事務分掌は、市長が定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。